各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課 輸入食品安全対策室長 (公印省略)

「平成31年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について (モンゴル産そばのクロルピリホス、ネパール産赤とうがらしのエチオン及びトリア ゾホス、スーダン産ごまの種子の2,4-D、ベトナム産ピタヤ(ドラゴンフルー ツ)のメタラキシル及びメフェノキサム並びに米国産グレープフルーツのジヒドロス トレプトマイシン及びストレプトマイシン)

標記については、平成31年3月29日付け薬生食輸発0329第4号(最終改正:令和元年12月24日付け薬生食輸発1224第2号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき 実施しているところである。

今般、モンゴル産そばの輸入時のモニタリング検査において、食品衛生法第11条に基づき定められた残留農薬等の基準に違反した事例があったことから、モンゴル産そばのクロルピリホスに係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げるとともに、当該違反を生じた製造者、製造所、輸出者又は包装者の当該食品に対する輸入の都度の自主検査を実施することとし、モニタリング通知の別表第2(製造者、製造所、輸出者及び包装者の欄を除く。)及び別表第3に下記を追加することとする。

また、過去一年間の検査実績を踏まえ、ネパール産赤とうがらしのエチオン及びトリアゾホスについてはモニタリング通知の別表第2から削除することとし、スーダン産ごまの種子の2,4-D(製造者、製造所、輸出者及び包装者がMIRAI GENERAL TRADING LLC(アラブ首長国連邦)のものに限る。)及びベトナム産ピタヤ(ドラゴンフルーツ)のメタラキシル及びメフェノキサムについてはモニタリング通知の別表第2及び別表第3から削除することとする。

さらに、これまでの検査実績を踏まえ、米国産グレープフルーツのジヒドロストレプトマイシン及びストレプトマイシンについてはモニタリング通知の別表第3から削除することとしたので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしくお願いする。

記

検査強化日	対象国・地域	対象品目	検査項目	製造者、製造所、
				輸出者及び包装者
令和2年	モンゴル	そば (粉を含む。)	残留農薬(クロ	DAIKO NOGYO MONGOL LLC
1月10日			ルピリホス)	